

第2回環境審議会専門部会（事業系）

海老名市経済環境部資源対策課

平成30年2月13日

【情報提供】家庭系ごみ減量化策に関する中間答申の概要

2 海老名市のごみ処理の現状と課題

(1) 海老名市の焼却量の推移	まちづくりの進展に伴う人口増加等の影響による、一般廃棄物処理基本計画との目標値の乖離。
(2) 家庭ごみ処理の現状と課題	さらなるごみ減量化策の必要性
(3) ごみ減量化の必要性	(ア) 環境負荷の軽減 (イ) 焼却施設の負担軽減 (ウ) 財政負担の軽減 (エ) 地元負担への配慮 (オ) 次世代負担の軽減

3 家庭ごみ減量化策としての有料化の必要性と課題

(1) 全国のごみ有料化の実施状況	県内では藤沢市、大和市、逗子市、鎌倉市の四市で実施。 全国市区町村の有料化実施自治体は60%を超えている。
(2) 家庭ごみ減量化策の手法としての有料化の必要性	「一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが市町村の役割」と国が明確化している。 ごみ減量へ関心を持ってもらうための効果的なツール 費用負担の公平性が図られる ⇒有効な手法
(3) 有料化実施自治体の減量効果	神奈川県内及び多摩地域の実施団体でも減量効果が実証されており、海老名市においても必要な減量化手法と判断。
(4) 有料化の分別促進・排出抑制効果	燃やせるごみに混入した資源物を市民自らが分別することを促す手法。 市民のごみに対する関心と意識を高める効果を併せ持つ。

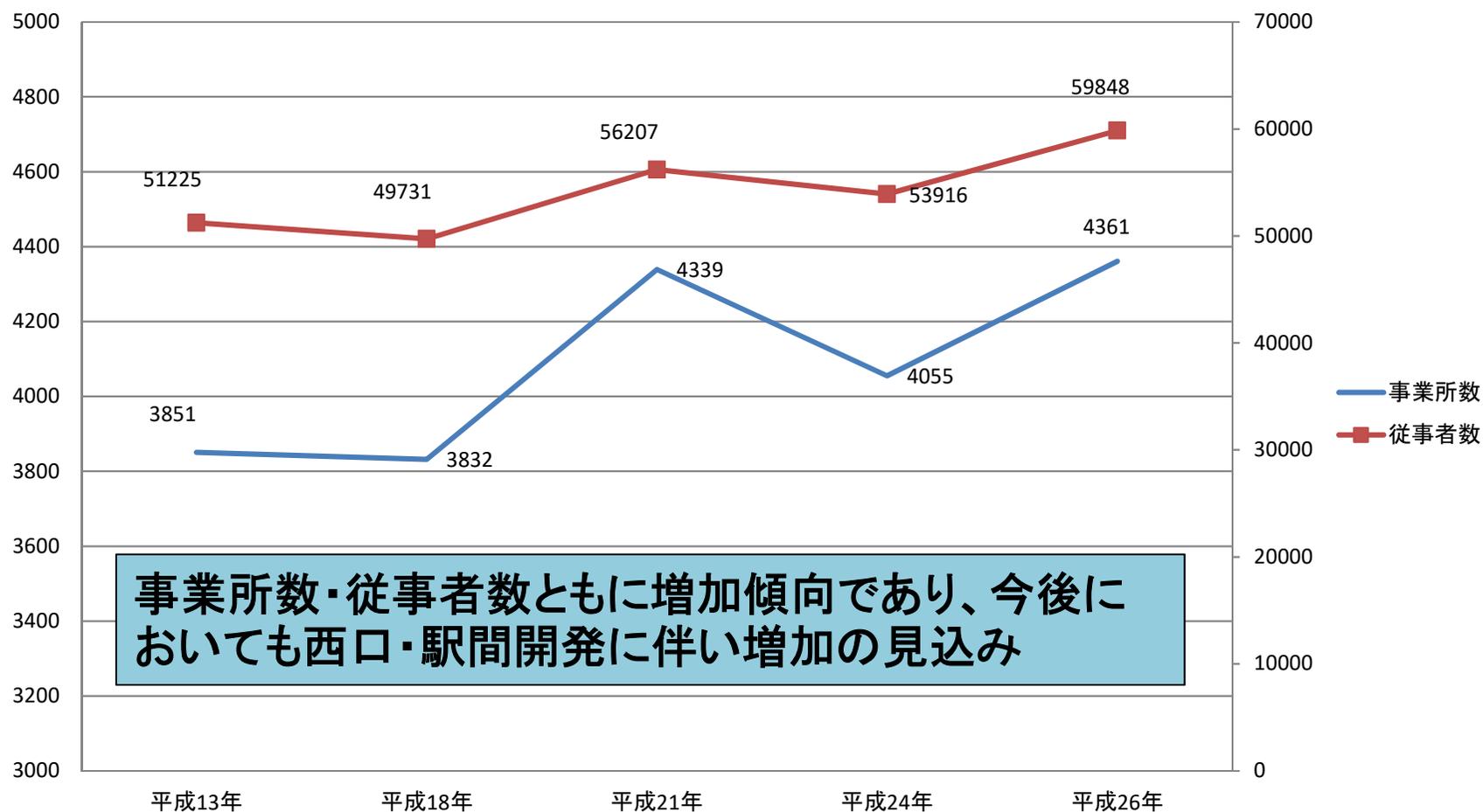
4 家庭ごみ有料化の仕組み

(1) 有料化の対象	「可燃ごみ」「不燃ごみ」⇒有料 「資源物」⇒無料
(2) 減免対象	他市並みの措置が望ましい。 減免対象者・・・「低所得世帯」「社会的弱者」等 減免対象品目・・・「おむつ」「ボランティアごみ」等
(3) 手数料徴収方法	「指定ごみ袋」
(4) 手数料の設定	排出抑制と減量効果が期待できる料金水準が望ましい。 他市並みの手数料水準（1.6～2.0円/ℓ）とするのが望ましい。
(5) ごみ袋の種類	品目毎の種類と複数のサイズが必要。 製造コストや販売方法等を要検討。
(6) ごみ袋の販売方法	市民が容易に購入でき（取扱店を多くする）、欠品を生じさせない必要あり
(7) 手数料収入の用途	特定財源とし清掃関係事業に使うことが望ましい。

5 家庭ごみ減量化・資源化のための併用施策

(1) ごみ減量化を高める戸別収集の検討	ごみの分別と減量化を高める相乗効果が期待できる。 対象品目や実施時期については、コスト面も踏まえ検討。
(2) 剪定枝の資源化	剪定枝は可燃ごみから資源ごみへ。 多量排出者について、さらに検討。
(3) 雇用機会の創出	高齢者や障がい者の雇用の可能性について検討。

海老名市の事業所数の推移



(出典:海老名市統計書)

ごみの減量化目標

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画（以下、「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

→海老名市、座間市、綾瀬市及び高座清掃施設組合の4構成団体で計画を策定

<三市の計画目標>

●焼却量(約32%減)

平成12年度87,725t/年 → 平成39年度約60,000t/年

(出典:一般廃棄物処理基本計画)

<海老名市の計画目標>

●焼却量(26%減)

平成12年度(約32,980t/年) ⇒ 平成39年度(約24,427t/年)

○事業系ごみ排出量

平成22年度(約6,845t/年) ⇒ 平成39年度(約5,145t/年)

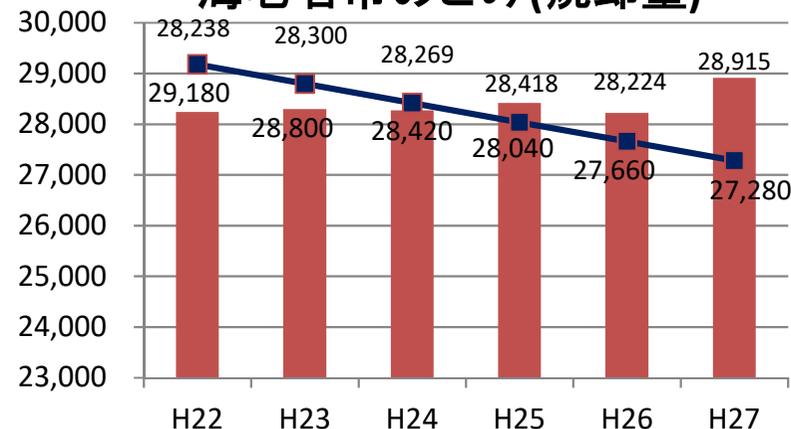
(出典:一般廃棄物処理基本計画)

高座三市の焼却量の推移

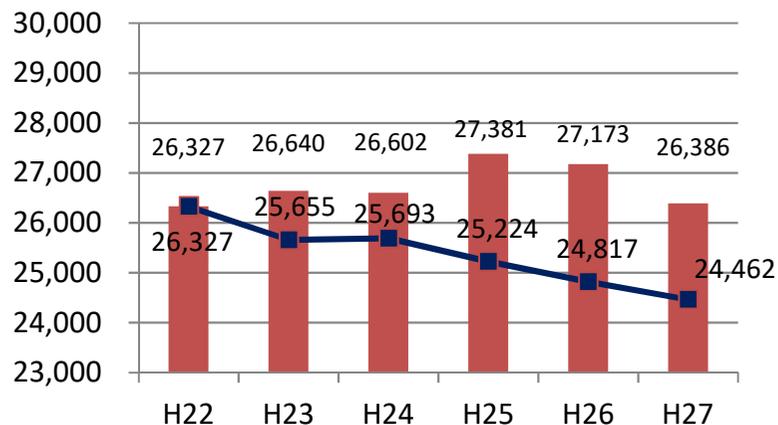
三市の焼却量目標値(単位:ト/年)

	H12(実績)	H27(実績)	H39(目標)
海老名市	32,980	28,915	24,427
座間市	33,445	26,386	20,913
綾瀬市	21,300	18,588	14,483
三市合計	87,725	73,889	59,823

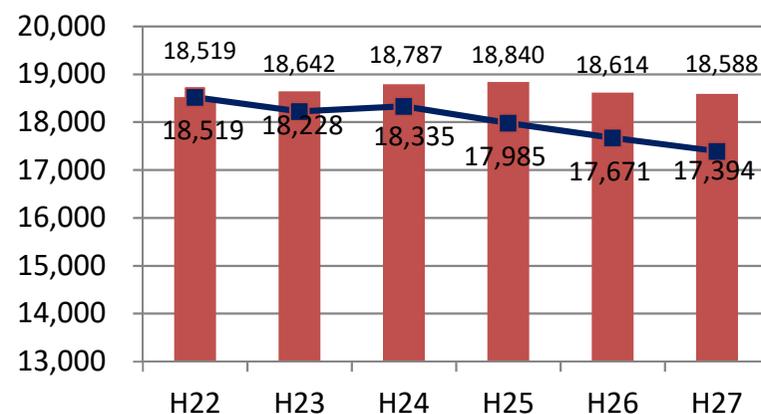
海老名市のごみ(焼却量)



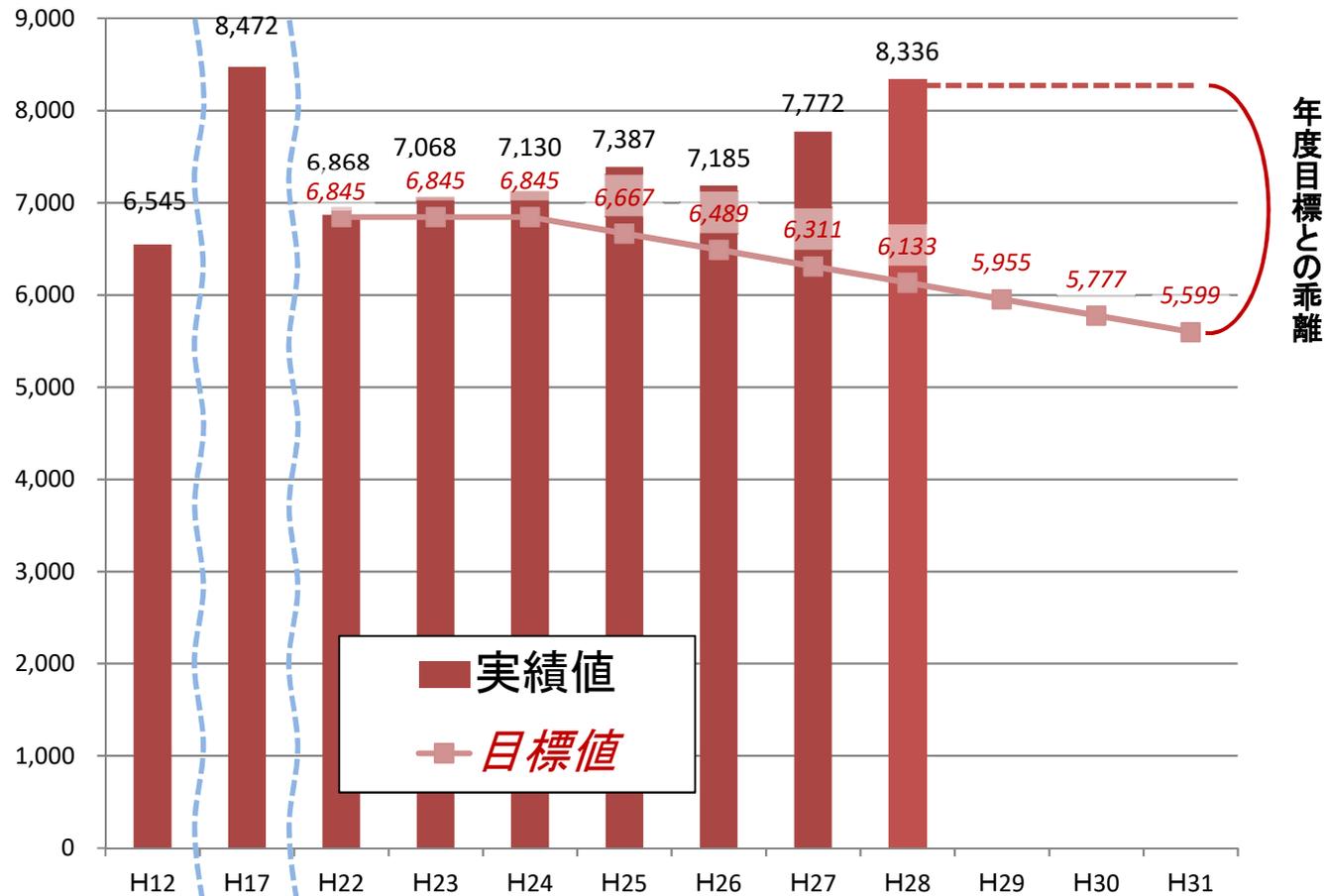
座間市のごみ(焼却量)



綾瀬市のごみ(焼却量)



海老名市の事業系ごみ排出量について



事業系ごみの組成分析結果

➤ 実施日

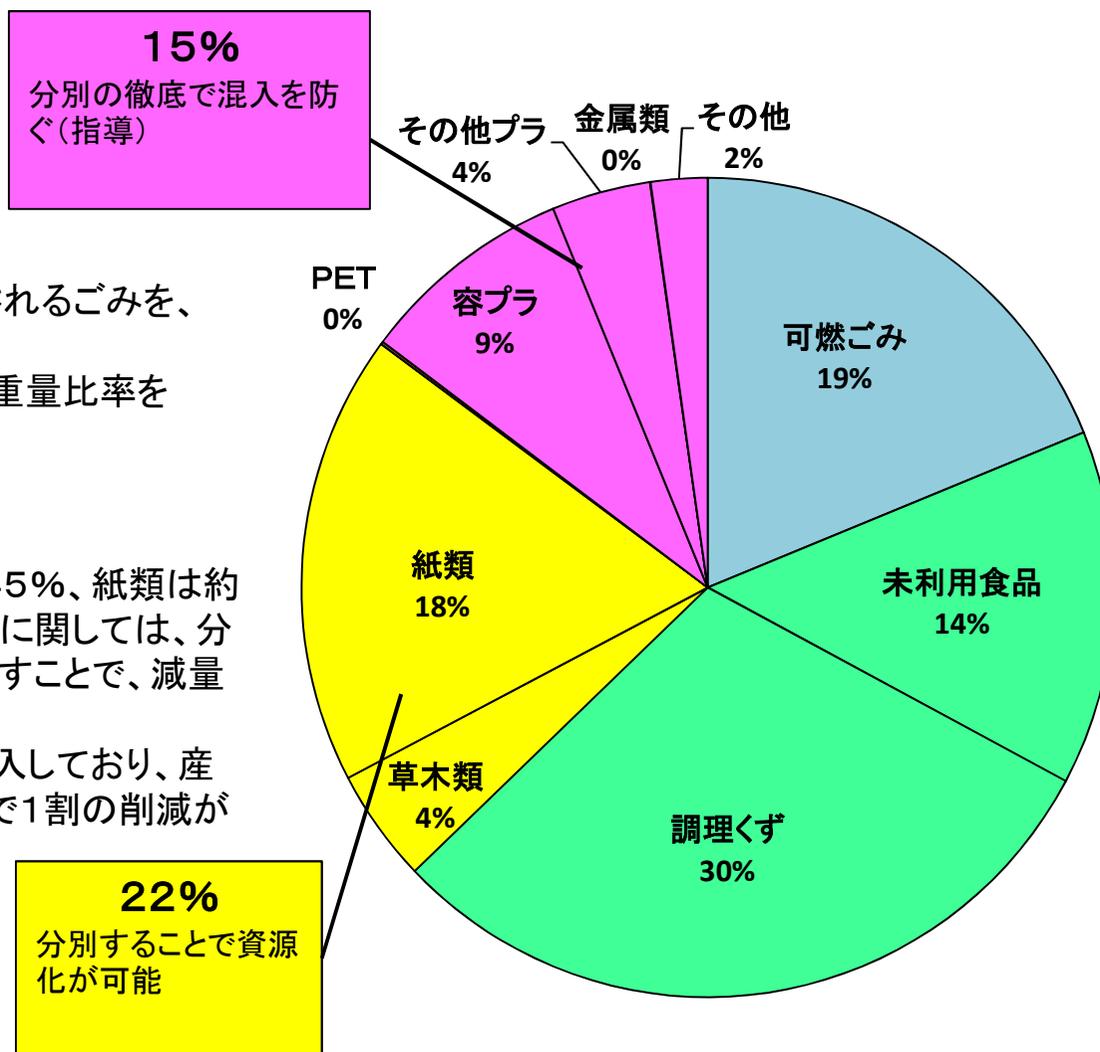
- ・平成28年10月8日(土)

➤ 実施方法

- ・海老名市内事業所から搬入されるごみを、無作為に50^キ抽出。
- ・内容物を品目毎に仕分けし、重量比率を求める。

➤ 分析結果

- ・塵芥類(生ごみ)は全体の約45%、紙類は約20%を占めている。特に紙類に関しては、分別して資源化处理ルートへ流すことで、減量が図られる。
- ・プラスチック類も約10%強混入しており、産業廃棄物として排出するだけで1割の削減が図られる。



ごみの減量化・資源化を図る理由

環境負荷低減

- 資源の消費を抑制し、環境負荷を出来るだけ少なくする循環型社会の形成

焼却施設の負荷低減

- 焼却量を削減することにより、焼却施設への負担を低減させる

財政的負担の削減

- ごみ処理経費が削減でき、他の施策に回すことにより行政サービスの拡大するが図れる

地元負担への配慮

- ごみの排出量を減らし、車両の搬入回数が少なくなることにより地元負担が軽減される

次世代の負担低減

- 次世代に負の遺産を残さないためにも、課題の先送りはしない

事業系ごみ減量化策と課題

①適正排出に向けた学習機会【海老名市】

産業廃棄物と一般廃棄物、資源物の分別の徹底、適正処理

②資源化に向けた取り組み【事業所】

飲食店や食品加工業から多く排出される厨芥類の資源化

③ごみ減量化・資源化協力店制度【海老名市】

排出抑制に取り組む小売店等への優良店支援

④排出事業所指導【海老名市】

多量排出事業所等への分別指導

⑤組成分析の実施【海老名市】

現状把握、減量対策のデータを取得し、事業所へ周知する

⑥展開検査の強化【高座】

搬入禁止物対策（ペナルティ付加）

⑦収集・搬入料金について【高座】

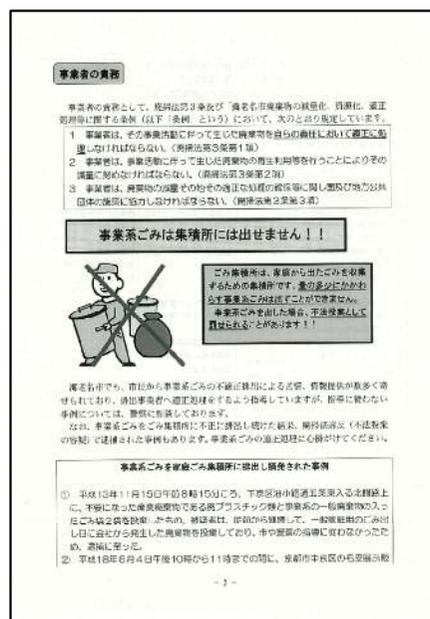
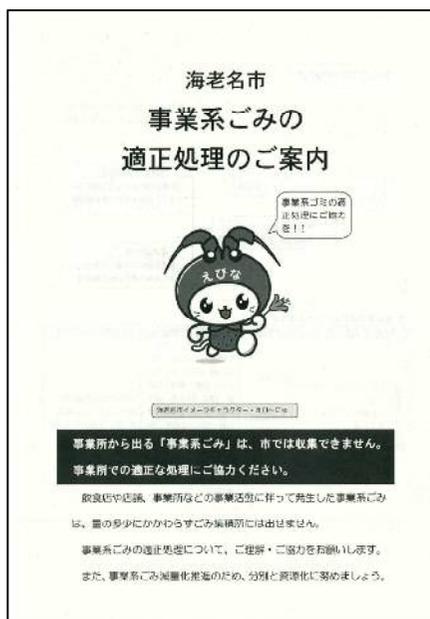
値上げによる排出抑制が図れる

①適正排出に向けた学習機会

(1)事業系ごみ適正処理パンフレットの作成

(例)海老名市事業系ごみの適正処理のご案内

(平成24年4月発行)



(2)許可業者講習会の実施

【参考】海老名市の過去の取り組み

多量排出事業者講習会

(平成26年度実施)

1 対象

(1)海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則第13条に規定する多量排出者

(2)多量排出者の一般廃棄物を収集運搬する許可業者

2 内容

(1)高座清掃施設組合搬入基準について

(2)焼却処理施設視察について

- ・広報やホームページ、マニュアルの配布により分別方法の周知
- ・定期的な講習会・見学会開催による学習の場の提供

②資源化に向けた取り組み

(1) 民間の食品リサイクル施設の活用

食品関連事業者(製造、流通、外食等)により、食品の売れ残りや食べ残し又は食品の製造過程において発生した食品廃棄物を飼料や肥料等の原材料として再生利用する制度

受け入れ単価が高い、禁忌品が多いなど、一定の課題がある

(2) 大型生ごみ処理機導入補助制度

海老名市でも平成21年度から、市内マンション2棟でモデル事業を実施し、検証
現在は、市役所及び市内保育園3園に設置している

過去のアンケートから、補助制度があっても導入できない意見多数

(3) 事業者が分別をすることで、コスト削減(インセンティブの付与)に繋がるごみ処理方法の導入

(例) 少量排出事業所における指定収集袋での直営収集

- ・可燃ごみと資源物の指定袋に価格差を付けることにより、分別が徹底され、適正排出が促される
- ・不適正排出(未分別)の場合、個別に事業所指導が可能となる

実施の場合、収集方法や料金体系等の制度設計が必要

【参考】小規模事業所の有料化について

	大和市	東京都日野市
対象事業所	1回の収集日に2袋までの排出事業所	排出量が90L/回以下の少量排出事業所
導入	平成15年11月 (家庭系ごみ有料化:平成18年7月)	平成12年10月 (家庭系ごみ有料化と同時)
料金体系	排出量単純比例型	排出量単純比例型
料金区分	可燃ごみ:市指定有料袋 不燃ごみ:市指定有料袋 有害(危険)ごみ:無料 資源物:無料	可燃ごみ:市指定有料袋 不燃ごみ:市指定有料袋 有害(危険)ごみ:無料 資源物:無料
料金水準	処理費相当額として設定 可燃ごみ・不燃ごみ 単価6.4円/L 10L:64円/枚 20L:128円/枚 45L:288円/枚	処理費相当額として設定 可燃ごみ・不燃ごみ 単価6.7円/L 小袋 15L:100円/枚 特大袋 45L:300円/枚
収集方法	ごみ:戸別収集 資源物:ステーション収集	戸別収集(申込書に排出場所を明記)

③ごみ減量化・資源化協力店制度

●他市の取り組み(東京都武蔵野市)について

ごみ減量資源化推進事業者(Ecoパートナー)について

○対象

市内にあるすべての事業所

○認定要件

ごみの発生抑制や分別・資源化等に積極的に取り組んでいて、一定の基準に適合していること

○手続き

①認定申請書に記入の上、提出

②市で審査・現地調査後、委員会を開催し、市長が認定

○実績

28事業所(2017年)

- ・ごみの発生抑制や経費の削減、業務の効率化が図られる
- ・広報で紹介したり、表彰を行うことで企業のイメージアップに繋がる

④排出事業者指導

●多量排出者への指導

「海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則」第13条

- 1 前年度において毎月1トン以上の事業系一般廃棄物を継続して排出したもの
- 2 前年度において12トン以上の事業系一般廃棄物を排出したもの



一般廃棄物減量化計画書を作成し、提出するよう求めている

●多量排出者該当件数

平成28年度(平成27年度実績) 112事業所

●指導(現地視察)件数(実績)

平成28年度 5件(食品工場、飲食店、商業施設、老人福祉施設など)

●主な指導(現地視察)内容

分別品目・収集頻度、今後のごみ量の推移等の聞き取り、現地確認、発生抑制指導

⑤組成分析の実施

●市における事業系ごみ組成分析の定期的な実施、分析結果の情報提供の検討

⑦収集・搬入料金について

	収集料金	搬入料金	搬入料金改定年月
海老名市	42円/kg(搬入料金込み)	25円/kg	H22年7月
逗子市	—	25円/kg	H28年10月
厚木市	性状、排出方法等を勘案して 市長がその都度定める額	25円/kg	H25年4月
鎌倉市	—	21円/kg	H26年10月
大和市	288円/45L(指定袋)	20円/kg	H15年10月
藤沢市	300円/40L(指定袋)	20円/kg	H19年10月
日野市	55円/kg(搬入料金込み) 300円/45L(指定袋)	42円/kg	
武蔵野市	55円/kg(搬入料金込み) 250円/45L(指定袋)	40円/kg	H25年4月
西東京市	52円/kg(搬入料金込み)	38円/kg	

【資料】平成28年度一般廃棄物処理基礎データ調査、神奈川県都市清掃行政連絡協議会清掃事業研究会研究報告書、ホームページ等より作成

神奈川県内において25円/kgとなるような動きが出ている

搬入物検査の様子



PPバンド

別紙1

食品残渣



ダンボール

搬入事業者及び排出事業者の皆様へ

事業系ごみ(一般廃棄物)適正処理のために

日ごろより、高座清掃施設組合の一般廃棄物処理事業にご協力いただき、ありがとうございます。さて、平成 29 年 4 月、収集運搬事業者の方々に対しまして「清掃工場に搬入してはいけないごみ」同 9 月、12 月「事業系ごみ(一般廃棄物) 適正処理のために」として案内文を当組合から郵送にてお知らせさせて頂きました。

現在、高座清掃施設組合内ステージにて事業系一般廃棄物不適正搬入物混入阻止に向け、内容物検査を実施しており、不適正搬入物(缶・ビン)の搬入が一定以上の場合には、持ち帰っていただき、構成市へも当該事業者への指導を依頼しています。

平成 30 年 4 月から搬入が確認されている「廃プラスチック類」についても適正処理に向け、同様の対応を実施する予定です。

内容物検査実施状況



不適正搬入物例

(発泡スチロール)



事業活動から排出される「廃プラスチック類」は全て産業廃棄物であり、当組合には搬入できません。リサイクル可能な物は限りある資源ですのでリサイクル処理施設へ、その他の廃プラスチックは、産業廃棄物処理施設へ搬入して下さい。

裏面にて平成 29 年 9 月 1 日付にてお知らせさせて頂きました「廃プラスチック類」について再度お知らせいたします。

【問い合わせ先】 高座清掃施設組合 施設課 電話 046-238-2094

事業活動から排出される「廃プラスチック類」は全て産業廃棄物であり、当組合には搬入できません。リサイクル可能な物は限りある資源ですのでリサイクル処理施設へ、その他の廃プラスチックは、産業廃棄物処理施設へ搬入して下さい。

※今後、一定の周知期間を設けたのち、厳正に対処いたします。

違反搬入物事例

ペットボトル



PPロープ類



発泡スチロール



弁当からの容器



※上記搬入物のような事業活動から排出されるプラスチック類は全て「廃プラスチック」として、産業廃棄物に該当します。なお、弁当の中身(食品)は事業系一般廃棄物となります。

【事業系一般廃棄物を排出する事業者の方へ】

産業廃棄物を事業系一般廃棄物として排出すると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反することとなります。

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、法律に定められた者に委託し、契約書の取り交わし、産業廃棄物管理票の交付等適正な手続きを行ってください。これらに違反すると罰則が科されることとなります。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条第1項6号：五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する】